## 立大学京都大学役員給与規程新旧対照

正 前 改 正 後 (前略) (俸給) (俸給) 第4条 俸給月額は、次に定める。 第4条 俸給月額は、次に定める。 総長 1,324,000 円 総長 1,235,000 円 780,000 円から 988,000 円の範囲内で総長 理事 理事 728,000 円から 922,000 円の範囲内で総長 が定める額。 が定める額。 571,000 円から 780,000 円の範囲内で総長 監事 728,000 円 が定める額。 (中略) (非常勤役員手当) (非常勤役員手当) 第10条 非常勤役員手当の月額は、次に定める。 第10条 非常勤役員手当の月額は、次に定める。 198,660 円から 869,440 円の範囲内で総長 理事 185,460 円から 811,360 円の範囲内で総長 理事 が定める額。 が定める額。 171,600 円から 686,400 円の範囲内で総長 監事 160,160 円から 640,640 円の範囲内で総長 監事 が定める額。 が定める額。 (後 略) 附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。 この規程の施行の日の前日から引き続き第4条 の適用を受ける役員で、その者の受ける俸給月額 が同日において受けていた俸給月額に達しないこ ととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相 当する額を俸給として支給する。 3 施行日以降に新たに役員となる者について、選 任の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支 給される役員との権衡上必要があると認められる ときは、俸給月額のほか、その差額に相当する額

を俸給として支給する。